

泉崎村農業委員会定例総会（11月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和6年11月15日（金）午前9時00分から

場 所：泉崎村役場第1会議室

2 会議構成人員（8名）

出席農業委員（8名）

1番 箭内 一美 委員

2番 佐川 ヒロ子 委員

3番 和泉 輝代 委員

4番 大森 秀樹 委員

5番 穂積 正徳 委員

6番 菊地 信治 委員

7番 大野 厚海 委員

8番 有賀 路夫 委員

推進委員（2名）

泉崎② 鈴木 正一 委員

北平山 小林 富美雄 委員

3 本日の提出議案

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第22号 農地土盛届について

議案第39号 現況確認証明申請について

議案第40号 現況確認証明申請について

議案第41号 現況確認証明申請について

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第46号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

4 議事録署名人

6番 菊地 信治 委員

7番 大野 厚海 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より11月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、おはようございます。本日は定例総会、県下農業大会、村の研修会等があります。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

本日1日とすることに決しました。

議事録署名人は「6番 菊地信治委員」「7番 大野厚海委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」事務局より報告願います。

■報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

資料1ページをご覧ください。

農地法第3条申請による平成20年6月21日から令和5年12月27日までの佐川一広氏と有限会社 都路農場との賃借権設定の合意解約となります。なお、同法第17条の規定により賃借権が更新され令和5年12月28日から令和20年12月27日までの賃借期間となっております。

土地の所在地は踏瀬字下滝山26番、27番、35番 合計25,319㎡ 地目は3筆とも畑になります。

合意解約が成立した日は、令和6年9月23日となります。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(菊地信治委員)

結構広い面積の解約になりますが、解約後は誰か作るのですか。

(事務局)

解約後他の方と契約するとは聞いておりません。

(箭内一美委員)

現在、重機等が入っていて返還に向けて作業している様子があります。人手もなく、恐らく管理しきれないのではないかと思います。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「報告第22号 農地土盛届について」事務局より報告願います。

■報告第22号 農地土盛届について

資料2ページをご覧ください。

この申請は、令和6年4月24日に、申請者：関和久字上町31番地 草野 明 氏から提出されたものです。

申請地は関和久字烏川55番1 畑 178㎡、関和久字烏川56番1 畑 672㎡。

申請理由は側道より畑が低く使い勝手が悪いので側道と同じ高さに盛土をして畑として利用するためです。完了は令和6年7月30日です。

11月11日、有賀会長、穂積委員と現地を確認しました。

今後そばを栽培したいとのことでしたので、問題ないことをご報告いたします。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「議案第39号 現況確認証明申請について」事務局より説明願います。

■議案第39号 現況確認証明申請について

資料6ページをご覧ください。

申請人 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松2-12-14 梅津 美紀子 氏

申請地 泉崎字大小踏切1番185 畑 4, 537㎡

現況非農地の経過ですが、平成4年に、関和久に住んでいた土地と周辺の土地を欲しいという方がおり、その代替地として取得したが、取得当時から荒れていて、同じ位の時期に結婚し埼玉県に移住したため、耕作も管理も出来ず現在は山林の状態になっています。公図については、資料8ページをご覧ください。11月11日、有賀会長、和泉委員、鈴木正一委員と現地確認を行いました。農地への復元は難しいと思われませんが、委員の皆さんの意見をお願いいたします。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第39号 現況確認証明申請について」地区担当推進委員 鈴木正一委員の意見を願います。

(鈴木正一委員)

4、5年前までは植木を行っているある程度管理された畑だと見ていました。白岩緑化園で管理していたようですが、廃業してしまい管理出来なくなってしまったようです。しかし、私としては、木を植えて管理しなければ山林にしてよいものか疑問があるが、規定があるので仕方ないのかと思いました。隣地との境界等は問題ありません。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 和泉輝代委員の意見を願います。

(和泉輝代委員)

現状をみると推進委員の正一さんからの説明のとおりでした。隣地との境界はきちんとしているようでした。とにかく木が大きいです。登記地目が畑になっていても、変更するしかないのかなと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見を伺い

します。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第39号 現況確認証明申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第39号 現況確認証明申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第40号及び議案第41号 現況確認証明申請について」こちらは関連性がございますので、事務局より一括にて説明願います。

■議案第40号及び議案第41号 現況確認証明申請について

資料9ページと12ページをご覧ください。

申請人 泉崎字大小踏切1番地34 白岩 広規 氏

申請地 泉崎字大小踏切101番 田 982㎡、泉崎字大小踏切102番1 田 483㎡、

泉崎字大小踏切102番3 田 177㎡、泉崎字大小踏切1番8 畑 6,501㎡、
泉崎字大小踏切1番207 畑 107㎡

現況非農地の経過ですが、平成6年位から平成31年くらいまで植木屋として植栽をし管理していました。しかし、平成31年に廃業し管理出来ず、耕作放棄地の状態で現在まで来ました。現在は山林の状態になっています。公図については、資料11ページと14ページをご覧ください。11月11日、有賀会長、和泉委員、鈴木正一委員と現地確認を行いました。農地への復元は難しいと思われませんが、委員の皆さんの意見を願います。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第40号及び議案第41号 現況確認証明申請について」地区担当推進委員鈴木正一委員の意見を願います。

(鈴木正一委員)

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員和泉輝代委員の意見をお願いします。

(和泉輝代委員)

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第40号及び議案第41号 現況確認証明申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第40号及び議案第41号 現況確認証明申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

■議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

資料15ページをご覧ください。

譲渡人 北平山字竹ノ内119番地の4 菊地 敏男 氏 61歳
所有面積と耕作面積は同じで、田 3, 973㎡、畑 1, 363㎡
合計 5, 336㎡ です。

譲受人 北平山字堂ノ下12番地 菊地 政春 氏 69歳
所有面積と耕作面積は同じで、田 2, 573㎡ 畑 2, 556㎡
合計 5, 129㎡ です。

申請地は、北平山字竹ノ内52番1 田 924㎡、
北平山字竹ノ内54番 田 2,214㎡、
北平山字竹ノ内56番1 田 249㎡ です。

権利の種類は所有権移転、売買です。売買価格は3,387㎡で25万円です。
申請地は自宅から徒歩で約10分、農用自動車です約5分の距離で、農業者は菊地 政春 氏です。

周辺農地との関係としまして、取得する田は水稻等を栽培する予定です。地域の水利調整等に参加し取り決め等を遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従います。その他懸念事項等はありませんが、委員の皆さんの意見をお伺いいたします。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員小林富美雄委員より現地状況の意見をお願いします。

(小林富美雄委員)

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員菊地信治委員の意見をお願いします。

(菊地信治委員)

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」

許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について」及び「議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」こちらは関連性がございますので、事務局より一括説明願います。

■議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について及び

■議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

資料19ページをご覧ください。

譲渡人 泉崎字日向山4番地3 吉田 栄司 氏 47歳

所有面積と耕作面積は同じで、畑 655㎡ です。

譲受人 泉崎字前畑17番地 鈴木 三喜男 氏 71歳

所有面積は、田 30,558㎡、畑 8,011㎡

合計 38,569㎡ です。

耕作面積は、田 8,662㎡、畑 8,011㎡ 合計 16,673㎡ です。

申請地は、泉崎字日向山6番1 畑 335㎡ です。

権利の種類は所有権移転、売買です。売買価格は335㎡で2万5千円です。

申請地は自宅から70m徒歩2分程度の距離で、農業者は鈴木 三喜男 氏、鈴木利子 氏、鈴木 一彦 氏、鈴木 仁 氏です。

周辺農地との関係としまして、取得する畑はカボチャを栽培する予定です。地域の農地利用に協力します。農薬等の使用方法について、地域の防除基準に従います。その他懸念事項等はありませんが、委員の皆さんの意見をお伺いいたします。

続きまして、資料22ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人は議案第43号と同様ですので割愛いたします。

申請地は、泉崎字日向山6番3 畑 320㎡ です。

場所は資料24ページをご覧ください。

所有権移転となり、農地区分は第一種農地です。

転用計画は墓地駐車場用敷地で、概要面積は、駐車場 87.5㎡、緑地 65㎡、敷地内通路及び回転広場 167.5㎡ 合計 320㎡です。

資金計画ですが、用地費2万5千円、造成費5万円 合計7万5千円になり、全て自己資金になります。

事業の必要性ですが、申請人の自宅は幅員が狭く、車1台が通るのがやっとの村道沿いにあります。途中には墓地があり、彼岸やお盆の時期になると、墓参りに来た方が道路に駐車することから通ることができなくなります。彼岸やお盆の時期は農繁期であり、通作のたび、トラクターで田に行く途中、駐車する車と鉢合わせすることが度々あり、

通行することができないことから、譲りあったり、墓参りが終わるのを待ったりと大変困っております。お墓の近隣には駐車場がないことから、墓参りに来た方の安全の確保と通行の確保のため、今回の計画となりました。申請人も共同墓地にお墓があり、当面は申請人が駐車場の管理をしますが、共同墓地利用者の集まりがあるので、地区における管理協力を仰ぎたいと考えています。雨水排水計画は、地下浸透及び既設道路側溝へ放流することにより、農業用排水施設に支障を及ぼさない。汚水排水計画としましては、汚水の排水はありません。被害防除計画としては、申請地は整地後転圧し、敷砂利を行い土砂の流出を防止する。隣接する農地側には緑地を設けることにより、土砂の流出を防止する。建物の建築はないことから日照等及び通風通作への影響はありません。申請地は北側に村道、南側西側が畑、東側が畑と農道であり、村道対岸は墓地です。東側の畑は議案43号のとおり申請人が求める畑のため、集団農地の蚕食又は分断はありません。取水計画もありません。その他懸念事項等はありませんが、委員の皆さんの意見をお伺いいたします。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木 正一 委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木正一委員)

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 和泉 輝代 委員の意見をお願いします。

(和泉輝代委員)

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許

可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

「議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(午後：10時8分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

・12月の定例総会について

当初12月13日(金)に予定しておりましたが、議会と重なりそうなことから、12月16日(月)に定例総会を行います。開催時刻につきましても、午後事務局の研修会がありますので、午前10時からの開催になります。事務局の都合で申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

・地区別座談会について

11月12日(火)をもって委員の皆さんにご協力・ご指導いただきました、第1回目の地区別座談会(地域の話合い)が終了いたしました。今後は策定に向けて関係機関・団体等と最終の協議をし、令和7年3月31日までに目標地図が策定されます。

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和6年12月16日(月)午前10時からにすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

■閉会

(会長)

以上をもちまして泉崎村11月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午前：10時10分)

1 1月定例農業委員会総会議事録署名人

この会議録は、事務局の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

6番

7番
